乙第１号議案から
乙第16号議案まで
認定第１号から
認定第24号まで

令和２年第６回沖縄県議会（定例会）議案

（そ　の　２）

令和２年９月15日提出

沖　　縄　　県

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
乙第１号議案	沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
乙第２号議案	沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	3
乙第３号議案	沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例	4
乙第４号議案	義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	6
乙第５号議案	工事請負契約について	7
乙第６号議案	財産の取得について	8
乙第７号議案	財産の取得について	9
乙第８号議案	県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について	10
乙第９号議案	農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	19
乙第10号議案	水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	20
乙第11号議案	水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について	22
乙第12号議案	通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	24
乙第13号議案	農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について	25
乙第14号議案	地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について	26
乙第15号議案	令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	27
乙第16号議案	令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	28
認定第１号	令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について	29
認定第２号	令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について	30
認定第３号	令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について	31
認定第４号	令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について	32

目　　次

議案番号	議　　案　　名	ページ
認定第5号	令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について	33
認定第6号	令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について	34
認定第7号	令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について	35
認定第8号	令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について	36
認定第9号	令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について	37
認定第10号	令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について	38
認定第11号	令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について	39
認定第12号	令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	40
認定第13号	令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について	41
認定第14号	令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について	42
認定第15号	令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について	43
認定第16号	令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について	44
認定第17号	令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について	45
認定第18号	令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について	46
認定第19号	令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について	47
認定第20号	令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について	48
認定第21号	令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について	49
認定第22号	令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について	50
認定第23号	令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について	51
認定第24号	令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について	52

乙第１号議案

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第１の１の項中「高等学校等をいう。以下同じ。）」の次に「又は高等学校専攻科（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科をいう。以下同じ。）」を加え、「同法第３条第２項第３号に規定する保護者等」を「学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の生徒又は学生の就学に要する経費を負担すべき者として規則で定める者」に改め、同表８の項中「高等学校等」の次に「又は高等学校専攻科」を加え、同表に次のように加える。

10　教育委員会	高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11　教育委員会	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例（昭和48年沖縄県条例第41号）による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの

別表第２の１の項中「高等学校等」の次に「又は高等学校専攻科」を加え、同表に次のように加える。

9　教育委員会	沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例による授業料又は受講料の減額又は免除に関する事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報、高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する同法第３条第１項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する情報又は高等学校の専攻科の生徒に対する専攻科修学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第３の５の項中「高等学校等」の次に「又は高等学校専攻科」を加える。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　　玉　城　康　裕

理　由

知事等は、高等学校の専攻科に通う生徒等に対する奨学給付金の支給に関する事務等を処理するために必要な限度で個人番号を利用することができることとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第２号議案

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県職業訓練に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第91号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項第３号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導又は面接指導」に改める。

第６条第１項第３号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導又は面接指導」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

職業能力開発促進法施行規則の一部が改正されたことを踏まえ、県が実施する普通課程及び短期課程における職業訓練の実施方法に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第３号議案

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

沖縄県立宮古高等学校 沖縄県立伊良部高等学校	宮古島市平良字西里718番地の１ 宮古島市伊良部字前里添1079番地の１	を

」

「

沖縄県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里718番地の１	に

」

改める。

別表第２中

「

沖縄県立泡瀬特別支援学校	沖縄市比屋根五丁目２番20号	を

」

「

沖縄県立泡瀬特別支援学校 沖縄県立はなさき支援学校	沖縄市比屋根五丁目２番20号 北中城村字屋宜原415番地	に

」

改める。

附　則

この条例は、令和３年４月１日から施行する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　　玉　城　康　裕

理　由

沖縄県立伊良部高等学校を廃止し、及び沖縄県立はなさき支援学校を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第４号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）の一部を次のように改正する。

第５条を削る。

第６条中「第３条及び第４条」を「前２条」に改め、同条を第５条とする。

第７条第１項中「この項」の次に「及び第３項」を加え、同条に次の１項を加える。

３　教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第７条第１項に規定する指針に基づき、教育職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

第７条を第６条とする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理等は、文部科学大臣が定める指針に基づき、服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする等の必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

乙第５号議案

工事請負契約について

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その４）について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

１　契 約 の 目 的　県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その４）

２　契 約 の 方 法　一般競争入札

３　契　約　金　額　1,978,900,000円

４　契約の相手方　那覇市久茂地３丁目22番１号

川田・仲本・大豊特定建設工事共同企業体

代表者　川田建設株式会社　沖縄営業所　所長　伊志嶺作二

株式会社仲本工業　代表取締役　仲本豊

大豊建設株式会社　代表取締役　豊里友和

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

県道20号線（泡瀬工区）橋梁整備工事（上部工その４）の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第１条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第６号議案

財産の取得について

宮古空港に配備する空港用化学消防車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

１　品　　名　空港用化学消防車（10,000リットル級）

２　数　　量　１台

３　契 約 金 額　97,900,000円

４　契約の相手方　東京都中央区日本橋二丁目５番１号

帝國繊維株式会社　代表取締役　白岩強

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

宮古空港に配備する空港用化学消防車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第７号議案

財産の取得について

北大東空港に配備する空港用化学消防車を、次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により議会の議決を求める。

１　品　　名　空港用化学消防車（10,000リットル級）

２　数　　量　１台

３　契 約 金 額　99,000,000円

４　契約の相手方　東京都中央区日本橋二丁目５番１号

帝國繊維株式会社　代表取締役　白岩強

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

北大東空港に配備する空港用化学消防車の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第８号議案

県営土地改良事業の執行に伴う負担金の徴収について

県営土地改良事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を求める。

事業名	関係市町村名	地区名（工種）	事業費（円）	負担金（円）	事業費に対する負担金の割合(%)
水利施設整備事業	伊平屋村	伊平屋北部２期 （畑地かんがい） 農家負担対象外	107,000,000 107,000,000 107,000,000	4,815,000 4,815,000 4,815,000	4.50
	伊江村	伊江東部 （畑地かんがい） 農家負担対象外	160,000,000 160,000,000 160,000,000	7,200,000 7,200,000 7,200,000	4.50
		ミースィ・唐小堀 （畑地かんがい） 農家負担対象外	127,000,000 127,000,000 127,000,000	5,715,000 5,715,000 5,715,000	4.50
		真謝真西 （畑地かんがい） 農家負担対象外	245,000,000 245,000,000 245,000,000	11,025,000 11,025,000 11,025,000	4.50
		伊江西部 （畑地かんがい） 農家負担対象外	35,000,000 35,000,000 35,000,000	1,575,000 1,575,000 1,575,000	4.50
	うるま市	津堅 （畑地かんがい） 農家負担対象外	400,000,000 400,000,000 400,000,000	18,000,000 18,000,000 18,000,000	4.50
	南城市	中山志堅原	267,500,000	24,075,000	

		（畑地かんがい）	267,500,000	24,075,000	
		農家負担対象	0	0	4.50
		農家負担対象外	267,500,000	24,075,000	9.00
		雄樋川２期	443,708,750	38,169,394	
		（畑地かんがい）	443,708,750	38,169,394	
		農家負担対象	39,208,750	1,764,394	4.50
		農家負担対象外	404,500,000	36,405,000	9.00
	糸満市	真壁南	258,000,000	23,220,000	
		（畑地かんがい）	258,000,000	23,220,000	
		農家負担対象外	258,000,000	23,220,000	9.00
	久米島町	銭田	222,000,000	9,990,000	
		（畑地かんがい）	222,000,000	9,990,000	
		農家負担対象外	222,000,000	9,990,000	4.50
	北大東村	幕内３期	290,000,000	7,250,000	
		（畑地かんがい）	290,000,000	7,250,000	
		農家負担対象	290,000,000	7,250,000	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		北振	63,400,000	1,585,000	
		（畑地かんがい）	63,400,000	1,585,000	
		農家負担対象	63,400,000	1,585,000	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		南振	187,000,000	6,175,000	
		（畑地かんがい）	187,000,000	6,175,000	
		農家負担対象	112,000,000	2,800,000	2.50
		農家負担対象外	75,000,000	3,375,000	4.50
	南大東村	旧東第２	401,000,000	18,045,000	
		（畑地かんがい）	401,000,000	18,045,000	
		農家負担対象外	401,000,000	18,045,000	4.50
		旧東第３	130,000,000	5,850,000	
		（畑地かんがい）	130,000,000	5,850,000	
		農家負担対象外	130,000,000	5,850,000	4.50

		城　間　第　2	66,000,000	2,970,000	
		（畑地かんがい）	66,000,000	2,970,000	
		農家負担対象外	66,000,000	2,970,000	4.50
	宮古島市	西　新　生	180,000,000	6,075,000	
		（畑地かんがい）	22,500,000	562,500	
		農家負担対象	22,500,000	562,500	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区　画　整　理）	157,500,000	5,512,500	
		農家負担対象	157,500,000	5,512,500	3.50
		西　原　第　3	8,000,000	280,000	
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区　画　整　理）	8,000,000	280,000	
		農家負担対象	8,000,000	280,000	3.50
		長　中	551,500,000	14,823,120	
		（畑地かんがい）	447,938,000	11,198,450	
		農家負担対象	447,938,000	11,198,450	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区　画　整　理）	103,562,000	3,624,670	
		農家負担対象	103,562,000	3,624,670	3.50
		イ　リ　ノ　ソ　コ	113,000,000	3,078,930	
		（畑地かんがい）	87,607,000	2,190,175	
		農家負担対象	87,607,000	2,190,175	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区　画　整　理）	25,393,000	888,755	
		農家負担対象	25,393,000	888,755	3.50
		福　嶺　南	505,000,000	16,272,800	
		（畑地かんがい）	140,220,000	3,505,500	
		農家負担対象	140,220,000	3,505,500	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区　画　整　理）	364,780,000	12,767,300	
		農家負担対象	364,780,000	12,767,300	3.50
		更　竹	25,300,000	885,500	

		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	25,300,000	885,500	
		農家負担対象	25,300,000	885,500	3.50
		福地	204,800,000	7,168,000	
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	204,800,000	7,168,000	
		農家負担対象	204,800,000	7,168,000	3.50
		狭間	197,500,000	6,912,500	
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	197,500,000	6,912,500	
		農家負担対象	197,500,000	6,912,500	3.50
		増原	141,000,000	4,935,000	
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	141,000,000	4,935,000	
		農家負担対象	141,000,000	4,935,000	3.50
		ウヅラ嶺	296,000,000	10,360,000	
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	296,000,000	10,360,000	
		農家負担対象	296,000,000	10,360,000	3.50
		西中底原	543,000,000	18,565,240	
		（畑地かんがい）	43,976,000	1,099,400	
		農家負担対象	43,976,000	1,099,400	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	499,024,000	17,465,840	
		農家負担対象	499,024,000	17,465,840	3.50

		上区西	144,000,000	5,040,000	
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		（区画整理）	144,000,000	5,040,000	
		農家負担対象	144,000,000	5,040,000	3.50
		下南	70,950,000	1,773,750	
		（畑地かんがい）	70,950,000	1,773,750	
		農家負担対象	70,950,000	1,773,750	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		真良瀬嶺	124,386,250	3,109,656	
		（畑地かんがい）	124,386,250	3,109,656	
		農家負担対象	124,386,250	3,109,656	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
		魚口	223,000,000	5,575,000	
		（畑地かんがい）	223,000,000	5,575,000	
		農家負担対象	223,000,000	5,575,000	2.50
		農家負担対象外	0	0	4.50
	石垣市	大浜	200,000,000	9,000,000	
		（畑地かんがい）	200,000,000	9,000,000	
		農家負担対象外	200,000,000	9,000,000	4.50
		大里・星野	270,000,000	12,150,000	
		（畑地かんがい）	270,000,000	12,150,000	
		農家負担対象外	270,000,000	12,150,000	4.50
	竹富町	上原1期	35,500,000	1,597,500	
		（畑地かんがい）	35,500,000	1,597,500	
		農家負担対象外	35,500,000	1,597,500	4.50
	合計		7,235,545,000	313,261,390	
農地整備事業	読谷村	瀬名波	60,000,000	5,400,000	
		（区画整理）	60,000,000	5,400,000	
		農家負担対象	60,000,000	5,400,000	9.00

		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象	0	0	9.00
	南城市	吉富	113,000,000	11,865,000	
		（畑地かんがい）	113,000,000	11,865,000	
		農家負担対象	0	0	6.00
		農家負担対象外	113,000,000	11,865,000	10.50
		（農道）	0	0	
		農家負担対象外	0	0	10.50
	糸満市	喜屋武第3	32,800,000	2,476,400	
		（区画整理）	32,800,000	2,476,400	
		農家負担対象	32,800,000	2,476,400	7.55
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象外	0	0	10.50
		福地第1	40,000,000	3,020,000	
		（区画整理）	40,000,000	3,020,000	
		農家負担対象	40,000,000	3,020,000	7.55
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象外	0	0	10.50
	宮古島市	魚口	100,000,000	7,500,000	
		（区画整理）	100,000,000	7,500,000	
		農家負担対象	100,000,000	7,500,000	7.50
		上地中部	48,000,000	3,600,000	
		（区画整理）	48,000,000	3,600,000	
		農家負担対象	48,000,000	3,600,000	7.50
		山底	293,867,000	22,040,025	
		（区画整理）	293,867,000	22,040,025	
		農家負担対象	293,867,000	22,040,025	7.50
		下南	216,000,000	16,200,000	
		（区画整理）	216,000,000	16,200,000	
		農家負担対象	216,000,000	16,200,000	7.50
		真良瀬嶺	160,000,000	12,000,000	
		（区画整理）	160,000,000	12,000,000	

		農家負担対象	160,000,000	12,000,000	7.50
		前原 （区画整理） 農家負担対象	175,000,000 175,000,000 175,000,000	13,125,000 13,125,000 13,125,000	 7.50
		上区東 （区画整理） 農家負担対象	40,000,000 40,000,000 40,000,000	3,000,000 3,000,000 3,000,000	 7.50
		佐事川 （区画整理） 農家負担対象	76,267,000 76,267,000 76,267,000	5,720,025 5,720,025 5,720,025	 7.50
	多良間村	カッジョウ （区画整理） 農家負担対象	219,000,000 219,000,000 219,000,000	17,520,000 17,520,000 17,520,000	 8.00
		種子川 （区画整理） 農家負担対象	161,000,000 161,000,000 161,000,000	12,880,000 12,880,000 12,880,000	 8.00
	石垣市	大座 （区画整理） 農家負担対象 農家負担対象外	61,000,000 61,000,000 61,000,000 0	2,745,000 2,745,000 2,745,000 0	 4.50 8.50
		米節東 （区画整理） 農家負担対象 農家負担対象外 （畑地かんがい） 農家負担対象外	130,000,000 130,000,000 130,000,000 0 0 0	5,850,000 5,850,000 5,850,000 0 0 0	 4.50 8.50 8.50
		伊野田北 （区画整理） 農家負担対象 農家負担対象外	39,720,000 39,720,000 39,720,000 0	2,581,800 2,581,800 2,581,800 0	 6.50 8.50
	竹富町	与那良原	20,000,000	1,100,000	

		（区 画 整 理）	20,000,000	1,100,000	
		農家負担対象	20,000,000	1,100,000	5.50
		農家負担対象外	0	0	8.50
	与那国町	南　帆　安	60,000,000	5,100,000	
		（区 画 整 理）	60,000,000	5,100,000	
		農家負担対象外	60,000,000	5,100,000	8.50
		（水田かんがい）	0	0	
		農家負担対象外	0	0	8.50
		島　仲	10,000,000	850,000	
		（区 画 整 理）	10,000,000	850,000	
		農家負担対象外	10,000,000	850,000	8.50
	合　計		2,055,654,000	154,573,250	
農地保全整備事業	うるま市	伊　計	10,075,000	1,007,500	
		（防 風 施 設）	10,075,000	1,007,500	
		農家負担対象外	10,075,000	1,007,500	10.00
	南大東村	旧 幕 下 第 5	190,000,000	7,600,000	
		（農地侵食防止）	0	0	
		農家負担対象外	0	0	5.00
		（区 画 整 理）	190,000,000	7,600,000	
		農家負担対象	190,000,000	7,600,000	4.00
		農家負担対象外	0	0	8.50
	石 垣 市	みやらがわ第 5	6,000,000	300,000	
		（防 風 施 設）	6,000,000	300,000	
		農家負担対象外	6,000,000	300,000	5.00
		みやらがわ第 6	65,000,000	3,250,000	
		（防 風 施 設）	65,000,000	3,250,000	
		農家負担対象外	65,000,000	3,250,000	5.00
		川　原	127,000,000	6,350,000	
		（農地侵食防止）	127,000,000	6,350,000	
		農家負担対象外	127,000,000	6,350,000	5.00
		（畑地かんがい）	0	0	
		農家負担対象外	0	0	4.50

		星　　野 （農地侵食防止） 農家負担対象外 （区画整理） 農家負担対象外	220,000,000 0 0 220,000,000 220,000,000	18,700,000 0 0 18,700,000 18,700,000	 5.00 8.50
		大　　里 （農地侵食防止） 農家負担対象外	28,000,000 28,000,000 28,000,000	1,400,000 1,400,000 1,400,000	 5.00
	合　　計		646,075,000	38,607,500	
ため池等整備事業	名護市	真　喜　屋 （土砂崩壊防止） 農家負担対象外	72,000,000 72,000,000 72,000,000	5,760,000 5,760,000 5,760,000	 8.00
	合　　計		72,000,000	5,760,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。					

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　　玉　城　康　裕

理　由

県営土地改良事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、土地改良法第91条第６項において準用する同法第90条第10項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第９号議案

農地整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

農地整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費（円）	負担金（円）	事業費に対する負担金の割合（%）
北大東村	大池	65,000,000	5,525,000	8.50
	黒部・見張	20,000,000	1,700,000	8.50
合計		85,000,000	7,225,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

農地整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第10号議案

水利施設整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

水利施設整備事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地　区　名	事　業　費（円）	負 担 金（円）	事業費に対する負担金の割合（%）
名　護　市	羽　地　大　川	40,446,950	3,640,225	9.00
今 帰 仁 村	羽　地　大　川	12,553,050	1,129,775	9.00
う る ま 市	本 島 中 部 第 1	5,000,000	450,000	9.00
読　谷　村	本 島 中 部 第 1	82,000,000	7,380,000	9.00
久 米 島 町	具 志 川 南 部	54,000,000	4,860,000	9.00
多 良 間 村	宮　古	6,000,000	540,000	9.00
合　計		200,000,000	18,000,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

水利施設整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第11号議案

水質保全対策事業の執行に伴う負担金の徴収について

水質保全対策事業により利益を受ける関係市町村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定により議会の議決を求める。

関係市町村名	地　区　名	事　業　費（円）	負 担 金（円）	事業費に対する負担金の割合（%）
宜 野 座 村	宜 野 座 村 第 5	67,000,000	8,375,000	12.50
	宜 野 座 村 第 6	40,000,000	5,000,000	12.50
伊 是 名 村	伊 是 名 村 第 2	10,000,000	1,000,000	10.00
糸　満　市	糸 満 市 第 4	40,000,000	5,000,000	12.50
久 米 島 町	久 米 島 町 第 3	60,000,000	6,000,000	10.00
石　垣　市	白　　保	102,000,000	10,200,000	10.00
	新　川　第　4	70,000,000	7,000,000	10.00
合　　計		389,000,000	42,575,000	
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

水質保全対策事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市町村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第12号議案

通作条件整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

通作条件整備事業により利益を受ける関係市に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定により議会の議決を求める。

関係市名	地区名	事業費（円）	負担金（円）	事業費に対する負担金の割合（%）
石垣市	石垣２期	135,000,000	6,750,000	5.00
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

通作条件整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係市から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第13号議案

農業基盤整備促進事業の執行に伴う負担金の徴収について

農業基盤整備促進事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地区名	事業費（円）	負担金（円）	事業費に対する負担金の割合（%）
読谷村	読谷第1	20,000,000	2,000,000	10.00
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

農業基盤整備促進事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第14号議案

地域水産物供給基盤整備事業の執行に伴う負担金の徴収について

地域水産物供給基盤整備事業により利益を受ける関係村に対し、次のとおり当該事業に要する費用の一部を負担させるため、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第２項の規定により議会の議決を求める。

関係村名	地　区　名	事　業　費（円）	負　担　金（円）	事業費に対する負担金の割合（%）
伊是名村	伊　　是　　名	200,000,000	1,030,000	
	伊是名村負担対象	10,300,000	1,030,000	10.00
	伊是名村負担対象外	189,700,000	0	0
事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、負担金を増額又は減額することができる。				

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

地域水産物供給基盤整備事業に要する経費に充てるため、利益を受ける関係村から負担金を徴収するには、地方財政法第27条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第15号議案

令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年度沖縄県水道事業会計未処分利益剰余金911,064,390円の全額を減債積立金に積み立てるものとする。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

乙第16号議案

令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第２項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

令和元年度沖縄県工業用水道事業会計未処分利益剰余金39,031,356円の全額を建設改良積立金に積み立てるものとする。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

理　由

令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分を行うには、地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

認定第１号

令和元年度沖縄県一般会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県一般会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第２号

令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県農業改良資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第３号

令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第４号

令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県中小企業振興資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第５号

令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県下地島空港特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第６号

令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第７号

令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県下水道事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第８号

令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第９号

令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第10号

令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第11号

令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第12号

令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第13号

令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第14号

令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第15号

令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県産業振興基金特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第16号

令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第17号

令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第18号

令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県駐車場事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第19号

令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第20号

令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県公債管理特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第21号

令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第３項の規定により、令和元年度沖縄県国民健康保険事業特別会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第22号

令和元年度沖縄県病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和元年度沖縄県病院事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第23号

令和元年度沖縄県水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和元年度沖縄県水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕

認定第24号

令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第４項の規定により、令和元年度沖縄県工業用水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

令和２年９月15日提出

沖縄県知事　玉　城　康　裕